

税理士による地区無料相談会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料でいたします。

開設場所	2月					開設時間
	6	7	8	9	13	
	火	水	木	金	火	
湯浅納税協会 3階 会議室	●					9:30 ~ 15:00
有田市民会館 1階 第1・2会議室		●	●			9:30 ~ 16:00
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室				●		9:30 ~ 15:00
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室					●	

※いずれの会場も正午から13時までは相談は行っておりません。

なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある者）、所得控除に係る各種明細書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、**印鑑**等をご持参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」、「贈与税」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

平成29年分所得税確定申告会場のお知らせ

湯浅税務署では平成30年2月16日（金）から3月15日（木）（土・日を除く）まで申告会場を開設します。（2月15日以前は開設しておりませんが、作成済みの申告書の受付、用紙の交付は行っております。）

相談受付は**16時まで**ですので、なるべく早めにお越しください。

なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。（作成済みの申告書の受付、用紙の交付は17時まで行っております。）

また、開設日初日（2月16日）や確定申告期限（3月15日）間際は、大変混雑することが予想されます。

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等の作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等はe-Taxを利用して送信していただくが、印刷して郵送等で提出してください。

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に応じて課税されます。正確な課税を行うためにも、土地、家屋、償却資産について、次のとおり変更などがある場合は税務課までお知らせください。

◆土地の用途変更など

住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合は、住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。

◆家屋の新増築、取り壊しなど

家屋の取り壊しや、新築・増築・改装などを行った場合はお知らせください。新築住宅が長期優良住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行った場合も、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額されることがあります。

◆償却資産（事業用資産）の申告について

償却資産の所有者には、地方税法第383条（固定資産の申告）により毎年申告する義務があります。（※前回の申告から内容が変わっていない方も申告しなければなりません。）

償却資産の所有者が亡くなられ相続等で事業を引き継いでいる場合や廃業された場合もその旨の申告が必要となります。

◆申告の方法

平成29年度の申告をしていただいた方については、平成29年12月中旬までに申告書の送付を予定しています。平成30年度分は、**平成30年1月31日（水）までに申告してください**。新たに申告義務が発生するなどの理由で申告書が届かない人は、申告書一式をお送りしますので、お手数ですが税務課までご連絡をお願いします。

また、法令等で定める特例の認可を受けている場合は、

申告書と併せてその旨を証明する書類を添付して申告してください。

▶償却資産とは？

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。（ただし、土地や家屋、自動車を除きます。）

▶償却資産の対象となるもの（例）

こちらはあくまで一例ですので、業種により他にも償却資産があります。

また、太陽光発電設備を所有している下記の方についても申告してください。

- ①個人（住宅用）として10kw以上の太陽光発電設備を設置し、売電されている方。
- ②個人（事業用）または法人として太陽光発電設備を所有している方。

飲食店	厨房設備 レジスター カラオケセット 冷蔵庫など
小売店	商品陳列ケース 冷蔵庫 自動販売機 冷蔵ストッカーなど
理容業・美容業	理・美容椅子 洗面設備 タオル蒸し器 サインポールなど
医院	ベッド 手術台 X線装置 調剤機器など
農業	ビニールハウス 電動機 スプリンクラー 選果機など
漁業	漁船 魚群探知機 無酸素機 漁具など

医療費控除の改正について

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は**自宅5年間保存**する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。医療費通知を添付した分の領収書は保存する必要がありません。）

医療保険者から交付を受けた**医療費通知**を添付すると、明細の記入を省略できます。

※医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などをいい、①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称の6項目が記載されたものをいいます。